

090430
192001

神奈川県新型インフルエンザ医療関係対策会議 次第

日時 平成21年4月30日(木)

19時から

場所 県災害対策本部室

挨 拶

議 事

- 1 新型インフルエンザ対策に係る県の取組みについて
- 2 国内発生後の対応について
- 3 その他

「新型インフルエンザの発生に伴う医療体制の整備について(要請)」

資料1 新型インフルエンザ対策に係る県の取組み

資料2-1 新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式について(厚生労働省課長通知)

2-2 患者等診断対応フロー図

資料3 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

資料4 新型インフルエンザに関する緊急アピール

資料5 発熱相談センター一覧

健感発第 0429001 号

平成 21 年 4 月 29 日

23:30~

各 都道府県
政令市
特別区 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（豚インフルエンザ H1N1）

に係る症例定義及び届出様式について

今般、メキシコや米国等において豚インフルエンザ H1N1 の感染者が多数発生し、4 月 28 日、WHOにおいて、継続的に人から人への感染がみられる状態になったとして、インフルエンザのパンデミック警報レベルをフェーズ 4 に引き上げる宣言が行われたことを受け、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、今般メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ H1N1 を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけたところです。

つきましては、別紙 1 のとおりその症例定義を定めるとともに、その発生動向を把握するために、別紙 2 のとおり届出様式を定めましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いします。

発生の迅速な把握を目的として、保健所、医療機関、医師会等と連携し、当面の間、感染症発生動向調査実施要領及び下記の手続きにより、報告及び検体の収集等を行いますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

第一段階（海外発生期）においては、早期発見を目的として、全ての医療機関に対し、感染症と思われる患者の異常な集団発生（※）を確認した場合、保健所を通じて都道府県に電話等を用いて迅速に報告いただきたい旨、併せて医療機関に周知徹底をお願いします

（※）感染症と思われる患者の異常な集団発生の例

- 38 度以上の発熱を伴う原因不明の急性呼吸器疾患の集積

- 入院を要する肺炎患者の集積

- 原因不明の呼吸器疾患による死亡例の集積

などが、14日間以内に、2名以上の集積として、同じ地域から発生した場合、または、疫学的関連がある場合。

なお、新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA/H1N1）については、いまだ臨床的特徴及び疫学的特徴が、十分明らかにされていないため、当分の間、別紙1の症例定義を用いて、迅速な報告を求めるとしており、さらなる情報が得られれば、別紙1の症例定義の改訂も検討する予定であることを申し添えます。

記

1. 医師は、別紙1の症例定義に基づき、新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA/H1N1）の疑似症例と診断した場合には、直ちに最寄りの保健所に報告する。
2. 当該報告を受けた保健所は、直ちに、別紙2により、FAX等で厚生労働省及び中央感染症情報センターに届出を行う。
3. 保健所は、報告を行った医師と連携して、当該者について検体を採取するとともに、当該者の病原体検査のため、検体を地方衛生研究所に送付する。
4. 地方衛生研究所は当該検体を検査し、その結果について保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、都道府県等の本庁に報告する。
5. 地方衛生研究所は、当該検体の検査結果において新型インフルエンザ（豚インフルエンザウイルスA/H1N1）を疑わしいと判断した場合、国立感染症研究所に検体を送付するとともに、保健所は、別紙2により、FAX等で都道府県等の本庁及び厚生労働省に送付する。
6. 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。

新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）

(1) 定義

新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）の感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うこととする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38°C以上の発熱または急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・膿液・血液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

イ 疑似症患者

医師は、38°C以上の発熱又は急性呼吸器症状*1があり、かつ次のア)イ)ウ)エ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを診察した場合、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア)10日以内に、感染可能期間内*2にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）患者と濃厚な接触歴(直接接觸したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。)を有する者

イ)10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物(豚等)との濃厚な接觸歴を有する者

ウ)10日以内に、新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由來の検体に、防御不十分な状況で接觸した者、あるいはその疑いがある者

エ)10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・膿液・血液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	

中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清(液)
--------------------------------	-------

工 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

*1. 急性呼吸器症状 :

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
- イ) 咽頭痛
- ウ) 咳嗽
- エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザ(豚インフルエンザH1N1)の流行情報、豚やインフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴、職業などの情報を把握することが有用である。

なお、平成21年4月29日現在、確定例の届出に係る検査の一部については整備中である旨申し添える。

検査名	表示名
血液	出射の本別するも(献血等)

検査名	表示名
血液	出射の本別するも(献血等)

検査名	表示名
血液	出射の本別するも(献血等)

検査名	表示名
血液	出射の本別するも(献血等)

検査名	表示名
血液・便・痰・尿・カクテリオ・糞便 等の子・献血	出射の本別するも(献血等)

新型インフルエンザ（ブタインフルエンザH1N1）発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

医師の氏名 _____ 報告年月日 平成 年 月 日
印 _____

(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検査)した者(死体)の類型				
・患者(確定例) ・疑似症患者 ・感染症死者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳(か月)	
7 当該者住所 電話() -				
8 当該者所在地 電話() -				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			電話() -

11 症状	・発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽	18 感染原因・感染経路・感染地域
	・全身倦怠感 ・関節痛 ・筋肉痛 ・下痢 ・肺炎 ・多臓器不全 ・脳症 ・意識障害 ・その他() ・なし	
12 診断方法	・インフルエンザ迅速診断キットA型(陽性・陰性) ・インフルエンザ迅速診断キットB型(陽性・陰性) ・分離・同定による病原体の検出 検体:喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・膿液・血液・ その他() ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検査法:PCR法・Real-time PCR法・ Lamp法・その他() 検体:喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・膿液・血液・ その他() ・ペア血清での中和抗体の検出(抗体価の有意上昇) ・その他() 検体() 結果()	①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:) 2 接触感染(接触した人・物・動物の種類・状況:) 3 渡航歴() 4 その他()
		②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国 詳細地域) 3 不明
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のため に医師が必要と認める事項
14 診断(検査)(※)年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日(*)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日	平成 年 月 日	

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17 欄は年齢、年月日を記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)



平成21年4月28日

記者発表資料

新型インフルエンザ発生に伴う神奈川県危機管理対策本部会議の開催について

本日早朝のWHOの新型インフルエンザ発生の宣言を踏まえ、県は、本日午前8時に松沢知事を本部長とする神奈川県危機管理対策本部を設置するとともに、第1回危機管理対策本部会議を次により開催しましたのでお知らせします。

1 日時

平成21年4月28日 16時20分から17時

2 場所

県庁第二分庁舎6階「災害対策本部室」

3 出席者

知事、副知事、理事、各部局長、各局委員会事務局長、各地域県政総合センター所長、各保健福祉事務所長、関係所属長等
厚生労働省横浜検疫所長

4 内容

安全防災局から新型インフルエンザの発生状況の説明、各部局長や横浜検疫所長から対応状況報告を行った後、知事から次のとおり指示があった。

5 対処方針

神奈川県危機管理対策本部は、平成21年4月28日、世界保健機関(WHO)及び政府の方針に基づき、ウィルスが確定された新型インフルエンザへの対応に全力をあげて取り組むこととし、当面、次の方針をとることとする。

- 1 「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき次の措置を講じる。
 - (1) WHO及び国等の情報収集に努めるとともに、県民に的確な情報を迅速に提供する。
 - (2) 患者の早期発見や感染拡大防止等を目的とした発熱相談センターを設置する。
 - (3) 医療機関に対する発熱外来の設置準備を要請する。
 - (4) 県民に対する発生地への不要不急の出国を自粛するよう注意喚起する。
 - (5) 県民の不安を軽減するため、引き続き、各地域県政総合センターを含め、住民からの一般的な問い合わせに対応できる体制を整える。
- 2 対策を講じるにあたっては、各部局は相互に協力しつつ、国、市町村、関係機関と緊密な連携をとること。
- 3 豚肉に関する風評被害を防ぐため、安全性について県民へ周知すること。

了60147411?

保健福祉部のこれまでの取り組み

検査実施基準

1 これまでの取組

- 4月25日
 - ・国から豚インフルエンザの電話相談窓口の設置を要請
 - 4月26日から県及び保健所設置に電話相談窓口を設置する旨を記者発表する。
 - ・県機関（衛生研究所、保健福祉事務所、地域県政総合センター）、県内全市町村、県医師会、各都市医師会（横浜・川崎・横須賀・藤沢は所管市から）、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県医薬品卸業協会、感染症指定医療機関へ情報を周知
- 4月26日
 - ・県民からの電話相談の受付を実施
- 4月27日
 - ・県新型インフルエンザ対策会議を開催
 - 発生状況等について情報共有、今後の県の対応等について確認

4月28日=WHO：継続的に人から人への感染が見られる状態になったとして、フェーズ4が正式に宣言される。

- 国：新型インフルエンザ発生を宣言、新型インフルエンザ対策本部を設置
- 県：新型インフルエンザ対策に関する保健所設置市と県との連絡会議
新型インフルエンザ対策に関する市町村委会を開催
- ・患者の早期発見や感染の拡大防止を目的として、発熱相談センターを各保健福祉事務所に設置

4月30日=WHO：フェーズ5が宣言される。

- ・新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の通知

折 内容説明

(→ 205 例目をみてよ)

資料2-2

の登録ます
見えます。
→ 5%の登録です。
10%登録です。

医療機関版

※ 平成21年4月30日時点 (状況に応じて適時修正されます。)

【症状】

38°C以上の発熱 又は 急性呼吸器症状がある患者

※ 急性呼吸器症状: 少なくとも以下の2つの症状が最近出現した場合をいう。

- ・鼻汁もしくは鼻閉・咽頭痛・咳嗽・発熱または、熱感や悪寒

医療機関を受診

【渡航歴等の確認】

- ア) 10日以内に、感染可能期間内にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者
イ) 10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物（豚等）との濃厚な接触歴を有する者
ウ) 10日以内に、新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者
エ) 10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者 ※ 蔓延している国又は地域は、国からおって示される。

滞在歴・接触歴あり

滞在歴
接触歴
なし

保健福祉事務所 保健予防課へ連絡

又は

医師の判断でインフルエンザ迅速診断キットで検査

A型 (+) かつ B型 (-)

【疑似症患者】

各保健福祉事務所に連絡

発生届出

- ・検体（咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液）を採取
- ・保健福祉事務所が検体を県衛生研究所に搬送

通常診療
自宅療養

衛生研究所でPCR検査実施
(確定診断)

TB病棟

刊行料

5%可能、PCRの3倍～4倍で取扱われる。

国内登録後、登録外子を登録してから登録。

※ 平成21年4月30日時点（状況に応じて適時修正されます。）

本件は255番パターン

発熱相談センターに相談

【症状及び滞在歴等の確認】

38°C以上の発熱 又は 急性呼吸器症状がある患者

※ 急性呼吸器症状：少なくとも以下の2つの症状が最近出現した場合をいう。

- ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽 ・発熱または、熱感や悪寒

かつ 下記のいずれかに該当する者

- ア) 10日以内に、感染可能期間内＊2にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者
- イ) 10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物（豚等）との濃厚な接触歴を有する者
- ウ) 10日以内に、新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者
- エ) 10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者 ※ 蔓延している国又は地域は、国からおって示される。

医療機関(感染症指定医療機関等)を紹介

インフルエンザ迅速診断キットで検査

A型 (+) かつ B型 (-)

滞在歴
接触歴
なし

【疑似症患者】

各保健福祉事務所に連絡
発生届出

- ・検体（咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液）を採取
- ・保健福祉事務所が検体を県衛生研究所に搬送

通常診療
自宅療養

衛生研究所でPCR検査実施
(確定診断)

衛生研究所でPCR検査実施
(確定診断)

国:抗インフルエンザウィルス薬に関するガイドライン

3. 新型インフルエンザの曝露を受けた者に対する予防投与

(協力地域へ交付)

(1) 予防投与の対象者

- 新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染させるおそれがあることから、第二段階及び第三段階(感染拡大期)には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を実施することとする。具体的に予防投与の対象として想定される者は次に掲げるとおりである。

1) 患者の同居者

- 第二段階において、患者の同居者は、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けている可能性が高く、予防投与の対象とする。
- 第三段階(感染拡大期)以降は、第二段階における予防投与の効果等を評価した上で、患者の同居者に対する予防投与を継続するかどうかを決定する。

2) 同居者を除く患者との濃厚接触者及び患者と同じ学校、職場等に通う者

- 第二段階及び第三段階(感染拡大期)に患者が確認された場合、感染症法第15条の規定に基づき、積極的疫学調査が実施される。その結果特定された患者との濃厚接触者(同居者を除く)、患者と同じ学校、職場等に通う者のうち新型インフルエンザウイルスの曝露を受けたと考えられるものは、患者の行動範囲等を考慮した上で予防投与の対象とする。
- 第三段階(まん延期)以降は、増加する患者への治療を優先し、これらの対象者への予防投与を原則として見合わせるものとする。

3) 医療従事者等・水際対策関係者

- 医療従事者等・水際対策関係者への発症を予防することは、医療機能の維持や感染拡大防止のために重要であり、十分な感染防止策を行わずに、患者に濃厚接触したこれらの者は予防投与の対象とする。
- ただし、有効性が確認された新型インフルエンザワクチンの接種を受けている場合は、予防投与は見合せ、発熱等の症状が出現後すぐに、抗インフルエンザウィルス薬の治療投与を行うこととする。

10

（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（シ）（ハ）（ク）（ル）（ル）

（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（シ）（ハ）（ク）（ル）（ル）

4) 地域封じ込め実施地域の住民

- 第二段階においては、一定の条件が満たされた場合地域封じ込め対策が実施されることがあり得る。その際は、当該地域内の住民に対し、一斉予防投与を実施する。
- 封じ込めに用いる抗インフルエンザウイルス薬は、国が予防投与用（封じ込め用）に備蓄している分を用いることが原則だが、緊急を要する場合には、都道府県が備蓄している分を先に使用し、後で国が備蓄している分を補充する。
（「感染拡大防止に関するガイドライン」 参照）

（2）予防投与の実施に係る留意点

- 予防投与については、必ずしも薬事法で承認を得られていない場合も含め、投与対象者（小児の場合は保護者を含む。）には、その有効性及び安全性について十分に情報提供し、同意を得た上で行うこととする。

新型インフルエンザに関する緊急アピール

本日、世界保健機関（WHO）は、新型インフルエンザが人から人への感染が進み、より大きな集団で発生している状況を踏まえ、警戒水準（フェーズ）を「5」に引き上げると発表しました。

すでに、県では危機管理対策本部を設置し、神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画に基づいて、県民の皆さんのがんばりを守り、感染を防止するための様々な対策を速やかに実施しています。

今後も、万全の対策を講じてまいりますので、県民の皆さんには、正確な情報に基づき、冷静な対応をしていただくようお願いします。

■県民の皆さんへ

- 新型インフルエンザの感染を防ぐためには、最新の正確な情報を得て行動することが重要です。県や国・市町村から発表される情報や新聞・テレビ・ラジオなどのニュースによって、的確に情報を得るよう心がけてください。県のホームページにも最新の情報を随時掲載します。
- 感染予防のためには、マスクや手洗い、うがい、人混みをさけるといった日常的な予防策が重要です。せきをするときはハンカチで口を押さえるなどの土チケットも守ってください。
- メキシコや米国などの流行地から帰国されて、インフルエンザ様症状（発熱、せき、倦怠感など）を有する方は、すぐに医療機関を受診せずに、事前に、県の保健福祉事務所や横浜市・川崎市・横須賀市・藤沢市・相模原市の保健所などの発熱相談センターに、電話でご相談ください。
- メキシコなど、海外の流行地などへの渡航を避けることを検討してください。国（外務省）のホームページでは、このための参考情報を提供しています。
- 豚インフルエンザウイルスは、豚肉や豚肉の加工品を食べることによって感染するものではありません。また、メキシコ産の食品を食べても、インフルエンザは食品を介しては感染しないので大丈夫です。風評に惑わされないよう注意してください。

平成21年4月30日
神奈川県知事 松沢 成文

#12
平成21年4月30日

関係医療機関 各位

神奈川県知事 松沢 成文

新型インフルエンザの発生に伴う医療体制の整備について(要請)

このたび、メキシコや米国などで発生した新型インフルエンザに関し、本日、世界保健機関(WHO)は、警戒水準(フェーズ)を「5」に引き上げると発表しました。現段階では、国内では患者は発生しておりませんが、県としても今後、あらゆる事態を想定した対応を図る所存です。

国においても、国内で患者が発生した場合に院内感染を防止するため、全国の医療機関に発熱外来を設置する考えを示しております。

すでに、県では危機管理対策本部を設置し、神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画に基いて、関係各機関と連携をはかりながら、計画と連携、サーベイランス、予防と封じ込め、医療、情報提供・共有のそれぞれの項目において対応を進めておりますが、中でも、医療体制の整備として各医療機関における発熱外来の設置を始めとする、患者さんの受け入れ態勢の整備が急務となっております。

本日お集まりいただいた医療関係機関の皆様におかれましては、県民の皆さんのがんを守り、感染の拡大を防止するため、医療体制の整備につきましてぜひともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
健康増進課 エイズ・感染症対策班 川上
電話 045(210)4791

新型インフルエンザに関する発熱相談センターの設置について

神奈川県

今般のメキシコや米国などでの新型インフルエンザの発生に対応し、県と保健所設置市では、4月26日に設置した相談窓口を28日に発熱相談センターに移行し、インフルエンザ様症状（発熱、せき、全身の倦怠感など）を有する方などの相談に次のとおり対応しています。メキシコ及び米国等の流行地から帰国した人、帰国した人と接触した人などで、インフルエンザ様症状のある方は、すぐに医療機関を受診せずに必ず電話でご相談ください。（4月30日現在）

1 発熱相談センター（相談窓口）設置期間 4月28日（火曜日）から当分の間

2 設置場所（県保健福祉事務所等、保健所設置市）

（1）県保健福祉事務所等については次のとおりです。

機関名	電話番号	窓口開設時間
平塚保健福祉事務所	0463(32)0130	9時～17時
鎌倉保健福祉事務所	0467(24)3900	
小田原保健福祉事務所	0465(32)8000	
茅ヶ崎保健福祉事務所	0467(85)1171	
三崎保健福祉事務所	046(882)6811	
秦野保健福祉事務所	0463(82)1428	
厚木保健福祉事務所	046(224)1111	
大和保健福祉事務所	046(261)2948	
足柄上保健福祉事務所	0465(83)5111	
県保健福祉総務課	045(633)3777	9時～21時

（2）保健所設置市については次のとおりです。

横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市及び相模原市の相談窓口

	機関名	電話番号	窓口開設時間
横浜	鶴見区福祉保健センター	045(510)1832	平日のみ 9時～17時
	神奈川区福祉保健センター	045(411)7138	
	西区福祉保健センター	045(320)8438	
	中区福祉保健センター	045(224)8332	
	南区福祉保健センター	045(743)8241	
	港南区福祉保健センター	045(847)8435 045(847)8436	
	保土ヶ谷区福祉保健センター	045(334)6345	
	旭区福祉保健センター	045(954)6146	
	磯子区福祉保健センター	045(750)2445	
	金沢区福祉保健センター	045(788)7827	

市	緑区福祉保健センター 青葉区福祉保健センター 都筑区福祉保健センター 戸塚区福祉保健センター 栄区福祉保健センター 泉区福祉保健センター 瀬谷区福祉保健センター 健康福祉局健康安全課	045(540)2362 045(930)2357 045(978)2438 045(948)2352 045(866)8426 045(894)6964 045(800)2445 045(367)5744 045(671)4183	平日 9時～21時 休日 9時～17時
川崎市	川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課 幸区役所保健福祉センター衛生課 中原区役所保健福祉センター衛生課 高津区役所保健福祉センター衛生課 宮前区役所保健福祉センター衛生課 多摩区役所保健福祉センター衛生課 麻生区役所保健福祉センター衛生課 健康福祉局健康安全室	044(201)3246 044(556)6682 044(744)3280 044(861)3321 044(856)3270 044(935)3310 044(965)5163 044(200)2692	平日のみ 8時30分～17時
横須賀市	横須賀市保健所健康づくり課	046(822)4317	24時間
藤沢市	保健所保健予防課 (新型インフルエンザ発熱相談窓口)	5月 1日から 4月 30日まで	0466(50)3593
相模原市	保健所保健予防課	5月 1日から 4月 30日まで	9時～21時 9時～17時
			8時30分～17時
			9時～17時

(3) その他 流行地に渡航される方も、情報収集に努めてください。

関連リンク等

神奈川県

新型インフルエンザに対する対応 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/fukusisomu/influenza/H210426soudan.html>

外務省

外務省領事局政策課（海外医療情報） 電話 03(3580)3311（内線）2850

外務省海外安全相談センター（国別安全情報等） 電話 03(3580)3311（内線）2902

海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省

電話相談窓口 電話 03(3501)9031

新型インフルエンザ対策関連情報 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/index.html>

インフルエンザに対する対応について（平成21年4月28日付け厚生労働省健康局長通知）

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/090429-02.html>

新型インフルエンザに関するQ&A（保健所用：暫定版 4月26日） <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090426-02a.pdf>

高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き（平成18年3月20日付け厚生労働省健康局結核感染症課等4課連盟事務連絡）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/pdf/07.pdf>

その他

世界保健機関（WHO）

<http://www.who.or.jp/indexj.html>

米国疾病予防管理センター（CDC）

<http://www.cdc.gov/flu/>

県民の皆様におかれましては、正確な情報に基づき冷静な対応をお願いします。